

第18 消防用水

消防用水の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

外観試験

試 験 項 目		試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
水 源	設 置 場 所 等	目視により確認する。	a 建築物の各部から一の消防用水までの水平距離が100m以下の位置にあること。 b 消防ポンプ自動車 ² が2 m以内に容易に接近できるように設けてあること。
	種 別 ・ 有 効 水 量	目視により確認する。	a 用水は、防火水槽等により、適正に確保されていること。 b 有効水量は、20 m ³ （流水 ² にあつては0.8 m ³ /min）以上であること。 c 有効水量は、地盤面からの探さが4.5m以内の部分にあること。 d 所要水量のすべてを有効に吸水できる措置が講じられていること。
	吸 水 管 投 入 口 (防火水槽に限る。)	目視により確認する。	a 蓋又は扉の開閉は容易であること。 b 吸管の投入に支障のない大きさを有していること。 c 吸管投入口である旨の表示が設けてあること。 d 水槽を他の設備と共用するものにあつては、有効な水量を確保するための措置が講じてあること。